

撮影（写真・ビデオ・TV）等に関するQ&A集

Q. 特別利用とは何か。

A. 当園の資料（古民家、民具等）について撮影や原版使用など特別な利用をしようとする場合は、事前に許可を得る必要があります（このほかに、熟覧、模写、模造、拓本、実測がありますが、主に学術調査に伴う行為のため省略します）。「撮影」は申請者が自ら写真・映像を撮影すること、「原版使用」は園が所有する画像を用いることです。個人の楽しみとして撮影をする場合については許可を申請する必要はありませんが、個人での鑑賞を超えて画像等を利用する場合は、許可が必要になります。この場合、他者の権利を侵害したり、誤った情報を流布させる恐れがある等の場合には、特別利用を許可しないことがあります。

Q. 特別利用には料金がかかるのか。

A. 特別利用をする際は、原則として特別利用料がかかります。金額は以下のとおりです。ただし、次のような事由に該当すると認める場合は、特別利用料を免除することがあります。利用目的や内容等により判断しますので、御相談ください。

（特別利用料を免除する例）

・個人が非営利で利用する場合

（例）個人所有のホームページやブログに、民家園を訪れた記事とともに掲載する。

・国・地方自治体や公的機関（学校、博物館等）が広報又は学術研究を目的として使用する場合

（例）〇〇市教育委員会が発行する副教材に掲載する。

・学校の授業又は研究論文の執筆のために撮影等を行う場合

（例）大学生・大学院生が論文を執筆するために利用

・当園の広報（園の概要、展示・行事の紹介等）が目的の場合

（例）新聞・ミニコミ誌、旅行ガイド、イベント情報誌、報道・情報番組での園又はイベントの紹介

特別利用料

区分		単位	特別利用料
撮影	建造物	1件1日	1,000円
	その他	1点	300円
原版使用		1枚	2,000円

※職員の立会いその他に特別な経費がかかる場合は、上記に加えて実費相当額を徴収することがあります。

※建造物（屋内や囲炉裏、建具その他の構造物を含みます）を撮影する場合、建造物1件ごとに特別利用料がかかります（同じ建造物なら何枚撮影しても金額は変わりません）。

Q. 個人的な写真を撮る場合も許可が必要なのか。

A. 個人の楽しみとして撮影される場合は、許可申請は不要です。

Q. 個人的に撮影した写真で展覧会を開きたい。

A. 入場料の有無やプリントを販売するかどうか等により対応が異なりますので、事前に御相談の上、許可申請をしてください。

Q. 個人的に撮影した写真をコンテストに応募したい。

A. 一般の方を対象としたコンテストに個人的に撮影した写真を応募する場合は、原則として許可は不要です。ただし、二次使用を前提としたコンテスト（主催者が広報ポスターに使用する写真を募集するなど）等の場合は許可が必要となる場合があります。御不明な場合はお問い合わせください。

Q. 撮影した写真の画像や印刷物（絵はがき等）を販売したい。

A. 個人的利用の範囲を超える利用となりますので、許可が必要です。事前に御相談の上、許可申請をしてください。

Q. 日本民家園にある古民家や民具の写真を書籍等に掲載したい。

A. 当園の資料について、古民家解説書や事典などに写真を掲載する場合は、原則として特別利用料がかかります。事前に許可申請をしてください。掲載を許可した場合も、校正段階で原稿を確認させていただくほか、作成物を一部御寄贈願います。

Q. 以前使用の許可を受けた画像を再利用したい。

A. 別の出版物に掲載したり、別の番組に編集し直すなど、以前許可を受けたときと異なる利用をする場合は、改めて申請が必要です。

Q. モデルや物の背景として、またはドラマや再現映像等のロケ地として使用したい。

A. 当園の古民家等は文化財であり、撮影のためのセットではありません。一般のお客様の観覧の妨げにもなることから、お断りしております。

Q. 不動産の広告チラシ等に日本民家園の写真を掲載したい。

A. 地域住民となる方への周辺施設の紹介として日本民家園の広報につながると判断する場合は、特別利用料を免除することがあります。事前に御相談ください。

Q. 撮影した画像を素材サイトで公開したい。

A. 有料・無料に関わらず、固くお断りします。

Q. コスプレ撮影できるか。

A. 当園の古民家等は文化財であり、撮影のためのセットではないこと、また、一般のお客様の観覧の妨げとなることから、原則としてお断りしています。

Q. スケッチ等の絵の場合はどうか。

A. 基本的には写真撮影の例に準拠します。